

保護者の皆さんへ

令和8年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

能勢町教育委員会

特別支援教育就学奨励費とは…

能勢町では、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援教育の円滑な実施とその児童生徒の保護者の負担を軽減するため、教材、修学旅行費等の就学に関する一部の費用を援助しています。

- ◆ 特別支援教育就学奨励費を希望される方は、次の説明を熟読いただき、申請してください。
- ◆ 特別支援教育就学奨励費の申請は毎年必要です。令和7年度認定されていた方であっても今年度の受給を希望される方は申請をしてください。

※ 審査を行いますので、申請した方全員が必ず支給を受けられるとは限りません。

1 申請対象者

- ・能勢ささゆり学園の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者
ただし、生活保護法の規定による教育扶助、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の対象者は除きます。

※令和8年1月1日時点で世帯全員が能勢町に住民登録がない方は、令和8年度の住民税課税証明書を申請書に添付してください。この書類については、同一世帯の対象者全員分が必要になります。

2. 申請方法

- ・学校または教育委員会学校教育総務課(以下担当課)で申請書入手し、添付書類と併せて学校または担当課へ提出してください。
- ・添付書類が揃い次第速やかに提出してください。ただし、令和9年3月25日以降の申請は受付できませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。
(学校では申請書の内容確認・判断はいたしません。)
- ・年度途中で申請される場合は、転入学の事由の場合を除き、理由書(任意様式)を添付のうえ申請を行ってください。

3. 主な援助の内容

学用品費等、新入学(後期課程進級)学用品費(1年生及び7年生のみ)、校外活動費(宿泊を含む。実施が認められた場合のみ対象)、修学旅行費、オンライン学習通信費(オンライン学習の実施が認められた場合のみ対象)について一部を援助します。

なお、審査により認定・不認定と支給区分を決定します。世帯の収入状況により支給区分が決定され、支給区分により支給される項目が異なります。

※ 学校徴収金(教材費など)の引き落としが確認できない場合には、奨励費を徴収金に充てさせていただきます。

4. 支給方法

学校が事務を執り行い、年3回(7月、12月、3月)に分けて支給します。

※年度途中で申請される場合は、認定した時点の期間以降の分を支給します。

5. 認定審査結果及び支給方法

期限内に申請された方への審査結果については、認定・不認定にかかわらず、学校を通じて申請者に通知します。

◆注意事項

申請にあたっては、可否判断のため、住民基本台帳法に基づく世帯状況、生活保護法に基づく教育扶助の受給状況、児童扶養手当の受給状況、町民税の課税状況等家族全員について担当課が調査することを承諾のうえ、行ってください。

【問合せ】

能勢町教育委員会
学校教育総務課学校指導担当
TEL734-2693(直通)
FAX734-3884